3.2　排出事業者の遵守事項及び罰則規定（概要）

| 産業廃棄物 | 排出事業者（産業廃棄物） | 罰則等 |
|---|---|---|
| | 法第３条（事業者の責務）<br>1. 廃棄物を自らの責任で適正に処理<br>2. 廃棄物の減量に努め、適正な処理が困難とならないような製品の開発等を行う<br>3. 廃棄物の適正な処理の確保のため、国及び地方公共団体の施策への協力 | |
| | 法第 12 条第１項（事業者の処理）<br>政令第６条（産業廃棄物の収集運搬、処分等の基準） | 自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合の従わなければならない基準（特別管理産業廃棄物処理基準）<br>**（改善命令）：改善命令違反の場合、3年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこの併科**（法第 26 条第２号） |
| **保管基準（p.63）** | 法第 12 条第２項（**保管基準（運搬されるまでの間の廃棄物保管基準）**）<br>省令第８条（産業廃棄物保管基準） | **（改善命令）：改善命令違反の場合、3年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこの併科**（法第 26 条第２号） |
| **許可業者（p.65）** | 法第 12 条第３項（**許可業者への委託**） | **規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者：5 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はこの併科**（法第 25 条第３号） |
| **委託基準（p.65）** | 法第 12 条第４項<br>政令第６条の２（**産業廃棄物の収集運搬、処分等の委託の基準**）<br>① 収集運搬及び処分は、許可業者へ委託<br>② 委託契約は書面で行う<br>③ 委託契約書及び書面等の保存期間（５年）<br>省令第８条の４（委託契約書に添付すべき書類）<br>省令第８条の４の２（委託契約に含まれるべき事項）<br>省令第８条の4の3、４（委託契約書等の保存期間） | **規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者：3 年以下の懲役若しくは 300 円以下の罰金、又はこの併科**（法第 26 条第１号） |
| **注意義務（p.73）** | 法第 12 条第５項<br>事業者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努める | 「排出事業者の処理責任の原則」を徹底し、事業者が法第 12 条第５項の注意義務に違反した場合、委託基準等に何ら違反しない場合であっても、一定の要件の下に事業者を措置命令（法第 19 条の５、６）の対象となる。<br>単に法令や法令に基づく基準を遵守しているだけでは、注意義務を果たしているとは認められない場合がある。 |
| | 法第 12 条第６項<br>**産業廃棄物処理責任者**を置かなければならない<br>（法第 15 条の許可が必要な処理施設のみ） | **処理責任者等設置義務違反：30 万円以下の罰金**（法第 30 条第４号）<br>産業廃棄物処理責任者の資格要件、業務範囲等は特に定められていないが、事業場内の産業廃棄物処理に関する業務に直接又は間接に携わり、これが適切に行われるようにする責任のある立場の者を選任する必要がある。 |
| **計画等作成（p.76）** | 法第 12 条第 7～10 項（**産業廃棄物処理計画等の作成**）<br>政令第６条の３（産業廃棄物の多量排出事業者）<br>省令第８条の4の5～7（産業廃棄物処理計画等） | |
| | 法第 12 条第 11 条<br>政令第６条の４（帳簿を備えることを要する事業者）<br>省令第８条の５（事業者の帳簿記載事項等）<br>**帳簿の備え付け**<br>（法 15 条処理施設の設置者のみ） | **帳簿備付け・記載・保存義務違反：30 万円以下の罰金**<br>（法第 30 条第４号） |
| **産業廃棄物管理票（p.77）** | 法第 12 条の３（**産業廃棄物管理票**）<br>法第 12 条の４（**虚偽の管理票の交付の禁止**）<br>省令第８条の 19～30（管理票交付、記載事項及び保存期間等） | **管理票交付義務違反／記載義務違反／虚偽記載／保存義務違反等 ：50 万円以下の罰金**（法第 29 条第 1～8 号） |
| | 法第１４条第 14 項（**産業廃棄物収集運搬及び処分等の再委託の禁止**）<br>政令第６条の１２（産業廃棄物収集運搬処分等の再委託の基準）<br>省令第 10 条の６の３（承諾に係る書面の記載事項）<br>**再委託基準に従った再委託に係る承諾及び承諾書の写しの保存** | **規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者：3 年以下の懲役若しくは 300 円以下の罰金、又はこの併科**（法第 26 条第１号） |
| | 法第 16 条（投棄禁止） | **5 年以下の懲役若しくは千万円（法人にあっては、1億円）以下の罰金、又はこの併科**<br>（法第 25 条第８号、法第 32 条）） |
| | 法第 16 条の２（焼却禁止）<br>政令第 14 条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却） | **3 年以下の懲役若しくは 300 円以下の罰金、又はこの併科**<br>（法第 26 条第１号） |

**特別管理産業廃棄物**

**排出事業者（特別管理産業廃棄物）**

法第３条（事業者の責務）
1. 廃棄物を自らの責任で適正に処理
2. 廃棄物の減量に努め、適正な処理が困難とならないような製品の開発等を行う
3. 廃棄物の適正な処理の確保のため、国及び地方公共団体の施策への協力

法第 12 条の２第１項（事業者の処理）
政令第６条の５（特別管理産業廃棄物の収集運搬、処分等の基準）
→ 自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合の従わなければならない基準（産業廃棄物処理基準）
**（改善命令）：改善命令違反の場合、3年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこの併科**（法第 26 条第２号）

法第 12 条の２第２項（**保管基準（運搬されるまでの間の廃棄物保管基準）**）
省令第８条の 13（特別管理産業廃棄物保管基準）
→ **（改善命令）：改善命令違反の場合、3年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこの併科**（法第 26 条第２号）

法第 12 条の２第３項（**許可業者への委託**）
→ **規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者：5 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はこの併科**（法第 25 条第３号）

法第 12 条の２第４項
政令第６条の６（**特別管理産業廃棄物の収集運搬、処分等の委託の基準**）
① 委託業者へ特管物の種類、性状等をあらかじめ文書で通知
② 収集運搬及び処分は、許可業者へ委託
③ 委託契約は書面で行う
④ 委託契約書及び書面等の保存期間（５年）
省令第８条の 16（委託に係る通知事項）
省令第８条の 16 の２（委託契約書に添付すべき書類）
省令第８条の 16 の３（委託契約に含まれるべき事項）
省令第８条の 16 の４（委託契約書等の保存期間）
→ **規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者：3 年以下の懲役若しくは 300 円以下の罰金、又はこの併科**（法第 26 条第１号）

法第 12 条の２第５項
事業者は、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努める
→ 「排出事業者の処理責任の原則」を徹底し、事業者が法第 12 条５項の注意義務に違反した場合、委託基準等に何ら違反しない場合であっても、一定の要件の下に事業者を措置命令（法第 19 条の５、６）の対象となる。
単に法令や法令に基づく基準を遵守しているだけでは、注意義務を果たしているとは認められない。

法第 12 条の２第６、７項
省令第８条の 17（築別管理産業廃棄物管理責任者の資格）
**特別管理産業廃棄物管理責任者**を置かなければならない
（特別管理産業廃棄物を生じる事業場）
→ **管理責任者等設置義務違反：30 万円以下の罰金**（法第 30 条第４号）
特別管理産業廃棄物管理責任者の役割
① 排出状況の把握　② 処理計画作成　③ 適正な処理の確保　等
**法第 12 条の 2 第 7 項（特別管理産業廃棄物管理責任者の資格）**
**省令第 8 条の 17**

法第 12 条の２第８～10 項（**特別管理産業廃棄物処理計画等の作成**）
政令第６条の７（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）
省令第８条の 17 の２～4（特別管理産業廃棄物処理計画等）

法第 12 条の２第 12 条
省令第８条の 18（事業者の帳簿記載事項等）
**帳簿の備え付け**
（特別管理産業廃棄物を生じる事業者）
→ **帳簿備付け・記載・保存義務違反：30 万円以下の罰金**（法第 30 条第４号）

法第 12 条の３（**産業廃棄物管理票**）
法第 12 条の４（**虚偽の管理票の交付の禁止**）
省令第８条の 19～30（管理票交付、記載事項及び保存期間等）
→ **管理票交付義務違反／記載義務違反／虚偽記載／保存義務違反等：50 万円以下の罰金**（法第 29 条第 1～8 号）

法第１４条の４第 14 項（**産業廃棄物収集運搬及び処分等の再委託の禁止**）
政令第６条の１５（特別管理産業廃棄物収集運搬処分等の再委託の基準）
省令第 10 条の６の３（承諾に係る書面の記載事項）
**再委託基準に従った再委託に係る承諾及び承諾書の写しの保存**
→ **規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者：3 年以下の懲役若しくは 300 円以下の罰金、又はこの併科**（法第 26 条第１号）

法第 16 条（投棄禁止）
→ **5 年以下の懲役若しくは千万円（法人にあっては、1億円）以下の罰金、又はこの併科**（法第 25 条第８号、法第 32 条）

法第 16 条の２（焼却禁止）
政令第 14 条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）
→ **3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこの併科**（法第 26 条第１号）